

○山口南総合センター設置及び管理条例施行規則

平成30年3月27日

教育委員会規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、山口南総合センター設置及び管理条例（平成17年山口市条例第69号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用許可の申請等)

第2条 条例第9条第1項の規定により山口南総合センター（以下「センター」という。）の利用許可を受けようとするものは、山口南総合センター利用（変更）許可申請書（様式第1号。以下「利用許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。センターの利用の許可を受けたもの（以下「利用者」という。）が許可された事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 利用許可申請書は、指定管理者が特別に理由があると認める場合を除くほか、利用しようとする日の属する月前1年から受理することができる。

(利用許可書の交付等)

第3条 指定管理者は、センターの利用を許可したときは、山口南総合センター利用（変更）許可書（様式第2号。以下「利用許可書」という。）を交付するものとする。

2 センターのテニスコート、アリーナ（アリーナ全面の6分の1を利用単位とする利用に限る。）及びトレーニングルームを利用しようとするものは、あらかじめ利用料金を納め利用券の交付を受けることにより、前条第1項及び前項の手續に代えるものとする。

3 利用者は、センターを利用するときは、利用許可書（第12条の規定により施設予約システム（山口市の設置する公の施設における利用の申請等の管理運営に係る事務について電子計算機を利用して処理する情報処理システムをいう。同条において同じ。）から作成された利用許可書を含む。第6条及び第7条第2項において同じ。）又は利用券を携帯し、指定管理者の要求があったときは、これを提示しなければならない。

(利用時間)

第4条 利用者がセンターを利用する時間（次項において「利用時間」という。）は、本

来の目的に要する時間のほか、その準備及び原状回復に要する時間を含めたものとする。

- 2 利用者は、許可を受けずに、利用時間を超過し、又は利用時間を繰り上げて利用を開始することはできない。

(利用期間等の制限)

第5条 センターは、同一人が引き続き5日（条例第7条の規定による休館日を除く。）を超える利用及び定期的曜日又は日時を指定した独占的な利用をすることができない。ただし、指定管理者が特別の必要があると認めるとき、又はセンターの管理運営上支障がないと認めるときは、この限りでない。

(利用の中止)

第6条 利用者は、センターの利用を中止しようとするときは、山口南総合センター利用許可取消願（様式第3号）に利用許可書を添えて、速やかに指定管理者に提出しなければならない。

(特別な設備)

第7条 利用者は、条例第16条の規定による許可を受けようとするときは、その内容を記載した仕様書を利用許可申請書に添付しなければならない。

- 2 前項の許可は、利用許可書にその旨を表示して行う。

(遵守事項)

第8条 利用者又はセンターに入館しようとする者若しくは入館した者は、条例に定めるもののほか、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 定員を超える人員を収容しないこと。
- (2) 他人に危害を及ぼし、若しくは迷惑となる行為をし、又はこれらのおそれがある物品若しくは動物の類を携帯しないこと。
- (3) 許可を受けずに物品の販売、宣伝その他営利行為をしないこと。
- (4) 所定の場所以外で喫煙し、その他火気を使用しないこと。
- (5) 許可を受けずにはり紙、くぎ打ち等をしないこと。
- (6) 所定の場所以外に出入りしないこと。
- (7) 許可を受けた設備以外のものを利用しないこと。

- (8) 許可を受けないで附属設備を所定の場所以外に持ち出さないこと。
 - (9) センター内を不潔にしないこと。
 - (10) 前各号に掲げるもののほか、指定管理者の指示を遵守すること。
- 2 指定管理者は、前項の規定に違反する者又は違反することが明らかな者に対して、遵守事項を守るよう指導しなければならない。
- 3 指定管理者は、前項による指導に従わない者に対しては、センターへの入館を拒絶し、又は退去を命ずるものとする。

(責任者の設置)

第9条 指定管理者は、利用者がセンターを利用している間におけるセンター内の秩序を保持するため、利用者に対し、責任者を置くよう命ずることができる。

(損傷及び滅失の届出)

第10条 利用者は、センターの施設又は附属設備を損傷し、又は滅失したときは、直ちに山口南総合センター損傷・滅失届（様式第4号）により届け出て、指定管理者の指示を受けなければならない。

(利用の終了)

第11条 利用者は、センターの利用を終えたときは、直ちに指定管理者に届け出て点検を受けなければならない。

(利用の申請及び許可の特例)

第12条 第2条第1項及び第3条第1項の規定にかかわらず、センターの利用許可の申請（許可された事項を変更しようとする場合を含む。）及び利用の許可に係る手続等については、施設予約システムを用いて行うことができる。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、山口南総合センター設置及び管理条例施行規則（平成22年山口市規則第87号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和2年3月30日規則第4号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

様式第1号(第2条関係)

山口南総合センター利用(変更)許可申請書

申請日 年 月 日

(宛先)山口南総合センター指定管理者

申請者 住所.....
 (主催者) 団体名.....
 代表者.....
 電話() -

次のとおり利用(変更)したいので、許可されるよう申請します。

		交付番号	第 号
催物の名称		営利・非営利 の別	営利・非営利
利用目的 及び内容		入場予定人員	延 人
利用する 施設	文化施設 <input type="checkbox"/> ホール <input type="checkbox"/> 多目的ホール <input type="checkbox"/> リハーサル室(東) <input type="checkbox"/> リハーサル室(南)		
	体育施設 <input type="checkbox"/> アリーナ <input type="checkbox"/> 多目的室 <input type="checkbox"/> 運動広場 <input type="checkbox"/> その他()		
利用期間	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで		午前・午後 昼間・夜間 全日・日
	準備 開始	:	開場 時刻
入場方法等	有料・無料・自由 関係者・整理券	入場料 等の額	円
			物品販売 の有無
当日会場 責任者	住所 氏名		電話() -
利用料金の 減免申請 (予定を含 む。)	有・無	備 考	
利 用 料 金	規 定 の 額	基本利用料金	冷暖房 利用料金
		円	円
	減免額	山口南総合センターの附属設備器具の利用料金の額等を定める規則 第3条第1項 第1号該当 ・ 第2号該当 ・ 第3号該当 ・ 第4号該当 該当無し	
合計額	(①-②)		円
利用の条件			

- 注 1 太枠内は、記入しないこと。
 2 ボールペンで丁寧に記入すること。
 3 利用期間には、会場の準備、原状回復等に要する時間も含むこと。

領収番号 号

様式第2号(第3条関係)

山口南総合センター利用(変更)許可書

申請日 年 月 日

申請者 住所.....
 (主催者) 団体名.....
 代表者.....
 電話() -

		交付番号	第 号			
催物の名称		営利・非営利 の 別	営利・非営利			
利用目的 及び内容	(面)	入場予定人員	延 人			
利用する 施設	文化施設 □ホール □多目的ホール □リハーサル室(東) □リハーサル室(南)					
	体育施設 □アリーナ □多目的室 □運動広場 □その他()					
利用期間	年 月 日(曜) 時 分から 午前・午後 年 月 日(曜) 時 分まで 昼間・夜間 全日・日					
	準備 開始	:	開場 時刻			
入場方法等	有料・無料・自由 関係者・整理券	入場料 等の額	円 物品販売 の有無			
	有・無					
当日会場 責任者	住所 氏名 電話() -					
利用料金の 減免申請 (予定を含 む。)	有・無	備 考				
利 用 料 金	規 定 の 額	基本利用料金 円	冷暖房 利用料金 円	施設器具 利用料金 円	加 算 額 円	小 計 円
	減 免 額	山口南総合センターの附属設備器具の利用料金の額等を定める規則 第3条第1項 第1号該当 ・ 第2号該当 ・ 第3号該当 ・ 第4号該当 該当無し				円
	合 計 額	(①-②)				円
利用の条件						

上記のとおり利用(変更)することを許可します。
 年 月 日

山口南総合センター指定管理者



様式第3号(第6条関係)

山口南総合センター利用許可取消願

年 月 日

(宛先)山口南総合センター指定管理者

住 所.....

団体名.....

代表者.....

電話() -

次のとおり利用許可の取消しを願います。

催物の名称			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
利用期間	年 月 日(曜) 時 分から 年 月 日(曜) 時 分まで	午前・午後 昼間・夜間 全日・日	
利用予定施設			
取消そうとする理由			
山口南総合センターの意見	既納利用料金	円	
	還付額	円	

注 太枠内は、記入しないこと。

様式第4号(第10条関係)

山口南総合センター損傷・滅失届

年 月 日

(宛先)山口南総合センター指定管理者

住 所.....

団体名.....

代表者.....

電話() ー

次のとおり損傷・滅失しましたので届け出ます。

つきましては、山口南総合センター設置及び管理条例第20条の規定に基づき、御指示の方法により賠償いたします。

催物の名称			
許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
利用期間	年 月 日(曜)	時 分から	午前・午後
	年 月 日(曜)	時 分まで	昼間・夜間 全日・日
利用施設			
損傷箇所又は滅失物件			
損傷滅失した理由			
山口南総合センターの意見			

注 太枠内は、記入しないこと。